

## 訪問介護サービスの利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割の額）です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### (1) 訪問介護の利用料

#### 【基本部分】

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金(自己負担1割の場合) (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
身体介護 中心型	20分以上30分未満	2,750円	275円
	30分以上1時間未満	4,360円	436円
	1時間以上1時間30分未満	6,370円	637円
	1時間30分以上	30分増すごとに840円を加算	30分増すごとに84円を加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		25分増すごとに670円を加算 (身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る。)	25分増すごとに67円を加算
生活援助 中心型	20分未満		
	20分以上45分未満	2,010円	201円
	45分以上	2,480円	248円
通院等のための 乗車又は降車の介助		1,090円	109円

(注1) 「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

#### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額 ※	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円
緊急時 訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に サービスを提供した場合(1回につき)	1,000円	100円
夜間・早朝 深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～ 8時)にサービス提供する場合	上記基本部分の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供 する場合	上記基本部分の50%	

### 訪問介護サービスの利用料

特定事業所加算Ⅰ	当該加算の体制要件、人材要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合	上記基本部分の20%
特定事業所加算Ⅱ	当該加算の体制要件及び人材要件を満たす場合	上記基本部分の10%
特定事業所加算Ⅲ	当該加算の体制要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合	上記基本部分の10%
特定事業所加算Ⅳ	当該加算の体制要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合	上記基本部分の5%
介護職員処遇改善加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合※（注） ※加算Ⅰ・Ⅱのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金（基本料金＋各種加算減算）の13.7%
介護職員処遇改善加算Ⅱ※		1月の利用料金（基本料金＋各種加算減算）の10.0%
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合※（注） ※加算Ⅰ・Ⅱのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金（基本料金＋各種加算減算）の6.3%
介護職員特定処遇改善加算Ⅱ※		1月の利用料金（基本料金＋各種加算減算）の4.2%

（注）※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

#### 【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者</li> <li>・事業所と同一の建物に居住する利用者</li> <li>・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者</li> </ul>	上記基本部分の90%